

具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

鶴見区では、精神障害者の生活支援の場が不足していると、私たちは考えております。当法人では、生活支援センターの基本的機能である、この日常生活支援について、保土ケ谷区生活支援センターの運営を通じて、ノウハウを蓄積してまいりました。私たちは、精神障害者が日常的に抱えている課題を以下のように整理し、具体的な支援策を提示し、日常生活の支援を行ってまいります。

■保土ケ谷区生活支援センターでの実践の中で整理された課題

利用者の抱える課題	具体的な支援策
地域での居場所がない	安心の場（フリースペース）の提供
虚無感、孤独感がある	安心の場（フリースペース）の提供
対人関係がうまくいかない	安心の場（フリースペース）の提供、（面接相談、自主事業）
生活リズムが定まらない	生活支援センターの定期的な利用
掃除・片付けがなかなかできない	（訪問・同行）
地域のルールがわからない	（訪問・同行）
食事を作れない 一人で食べてもおいしくない	夕食サービス、昼食サービス
入浴、洗濯ができない	入浴サービス・洗濯サービス
生活の便利な情報を知りたい	インターネットサービス、情報提供

鶴見区での日常生活支援

保土ケ谷区生活支援センターでの日常生活支援の実践から、上記のような課題が抽出されました。鶴見区ではこれらの課題に加え、地域特性として多様なコミュニティの存在、生活保護受給率の高さ等に起因する新たな生活課題の発生も想定されます。

鶴見区生活支援センター開設にあたり、既存の課題に対する対応に加え、**利用者アンケート等の実施に基づくニーズ調査によって課題を整理し、鶴見区での日常生活支援**を行ってまいります。

■安心の提供

1. フリースペースによる交流

生活支援センターのフリースペースは、①利用者同士の交流 ②仲間の輪が自然にできるような支援を行う ③世間話や余暇支援、などを通じて利用者同士や利用者と職員間の信頼関係を築くことができます。スタッフは、可能な限りフリースペースに出て、利用者と接する時間を増やすことにより利用者が満足できるスペースを作ります。

2. バースデーカード

虚無感や孤立感を感じてしまう方に対して社会とのつながりを実感していただくために、職員が手書きしたバースデーカードを送り、一人ではないという安心感を提供します。また、生活支援センターの利用から遠のいていた利用者の再来所のきっかけづくりとします。

3. 安否確認

生活支援センターへの来館や連絡がない場合、安否確認の電話連絡を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携して自宅に訪問し安否確認を行います。

■日常生活に対する支援

1. 地域生活スキルの向上

安定した日常生活を送ることが困難な方や不安を感じている方には、必要な情報提供や職員の訪問により地域のルール(ゴミ出しの日等)とともに学び、地域生活のしづらさを軽減するための支援を行います。

2. 食生活の安定

(1)夕食サービス(有料サービス)

鶴見区という地域特性を考えた場合、夕食サービスに対するニーズは大変高くなると想定しています。利用者のニーズに応えるため、栄養バランスを考慮した食事と利用者の希望を反映させたメニュー提供を行います。

- ・希望者には夕食サービスの買い物や調理の手伝いをしていただき生活スキル、社会スキル向上の支援を行います。また職員との関わりを持つことで対人スキルの向上を促します。
- ・職員が利用者とともに食事をすることによって、暖かい雰囲気の中で食事ができます。
- ・食事中の会話の中から生活状況の把握やニーズの聞き取りが可能となります。
- ・食事終了後は生活技能向上を目的に、利用者が使った食器を洗っていただくよう、職員が声掛けや最終チェックを行います。日々使用する包丁など調理器具はアルコール洗浄してから使用し、月1度全ての食器やまな板等を漂白する等衛生管理を徹底して行います。

(2)昼食サービス

区内作業所や地域活動支援センター等に働きかけを行い、調理室を活用した昼食の提供やパン製品、お弁当の販売コーナーを設けます。

3. 清潔の保持

入浴サービス(有料サービス)・洗濯サービス(有料サービス)

来館時の声掛けや相談から生活状況の確認を行い、入浴サービスや洗濯サービスを活用しながら清潔保持に向けた支援を行います。使用後は、生活技能向上を目的に浴室の清掃をしていただきます。

■情報提供

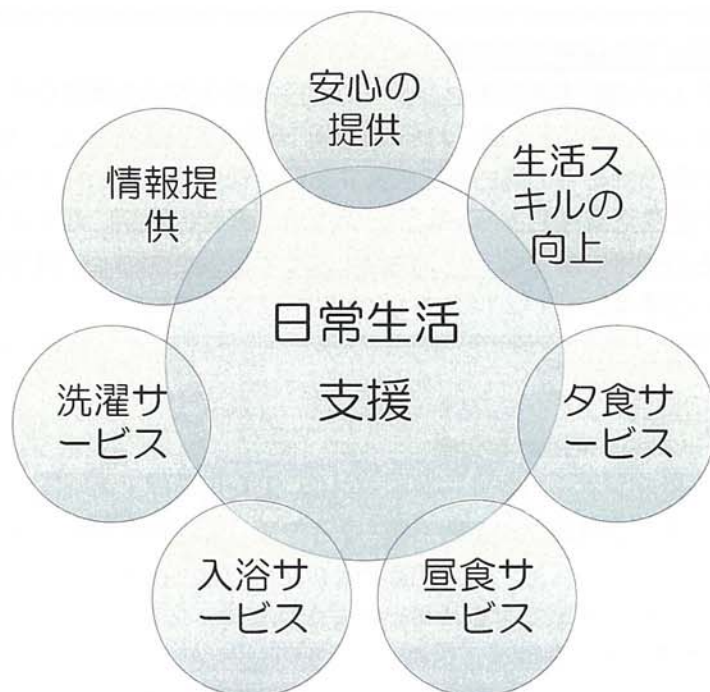
1. 掲示板の活用

利用者が使える福祉サービスや地域の福祉事業所の情報など、精神保健福祉に関する各種情報を掲示し、利用者に対する情報提供機能を強化します。

2. インターネットサービス

(有料サービス)

インターネットで情報処理や情報収集を行う方のために、インターネットサービスを提供します。

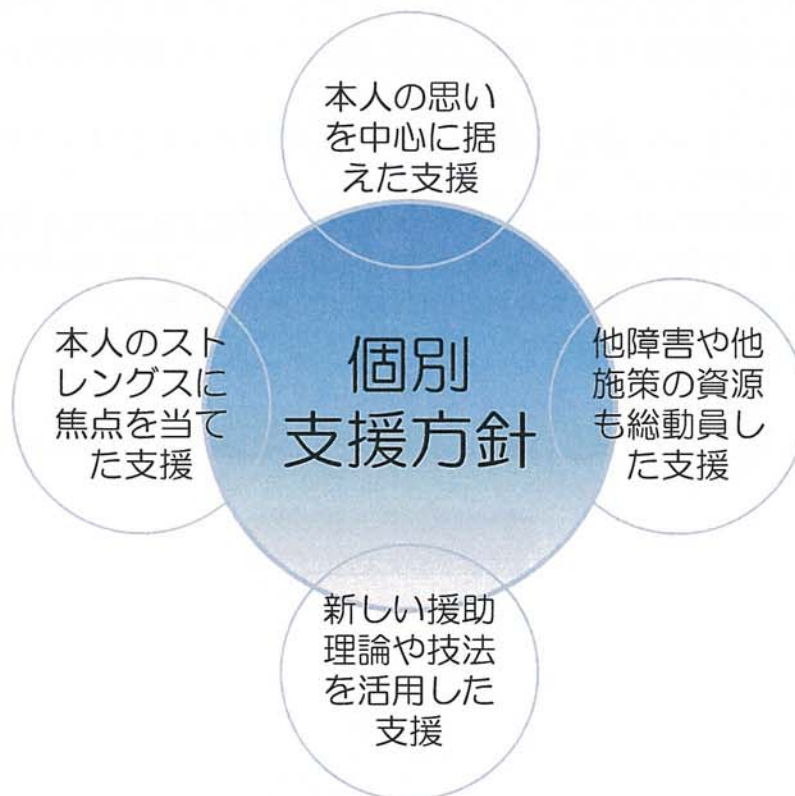


■有料サービスを通じた利用者支援の把握

生活支援センターで提供される有料サービス(夕食、入浴、洗濯、インターネットの各種サービス)は、利用者が電話や窓口で直接スタッフに利用を申し込む事によって提供されるサービスです。その会話の中から、有料サービス以外の潜在化されたニーズの把握を行い、利用者支援へとつなげていきます。

(2) 相談支援

私たちは、生活支援センターで行う相談支援、訪問・同行支援、自立生活アシスタント事業や地域移行・地域定着事業等を効果的に実践するためには、**ケアマネジメント手法に基づく個別支援**が大変重要であると考えており、**利用者の必要に応じて個別支援計画を策定**し支援にあたっています。



■個別支援方針

私たちは、以下の4つの支援方針に基づき、個別支援を実施しています。

1. 本人の思いを中心に据えた支援

私たちは、支援の実施にあたり、「誰のための支援か？」ということを常に意識し、本人の思いや希望を中心に据えた支援を行います。

2. 本人の欠陥に焦点を当てるのではなくストレングスに焦点を当てた支援

私たちは、本人の病理や欠陥に焦点を当てるのではなく、元来本人が持っている潜在的な力に着目し、「リフレーミング技法」などを活用して、本人の持つ自信や能力や希望といった、本人のストレングスを活用することに焦点を当てた支援を行います。

3. 他障害や他施策の資源も総動員した支援

私たちは、精神保健福祉領域にとどまらず、他障害や他施策のサービスを活用するという選択肢を見逃さず、利用可能なあらゆる社会資源を総動員した支援を行います。

4. 経験に頼らず新しい援助理論や技法を活用した支援

私たちは、これまでの経験・知見に加えて、新しい援助理論や技法を常に習得し、広い選択肢の中から比較検討した上で、本人に最も適した支援を行います。

■個別支援計画

1. 鶴見区及び近隣区在住の方を対象に、①障害のため一定期間集中的な支援を必要とする方 ②自ら適切な福祉サービスを利用することが困難な方 ③計画的な支援を必要とする方、などを対象に個別支援計画を作成します。**ケアマネジメント機能**を十分に活かし、本人の同意に基づく、本人の目標に沿

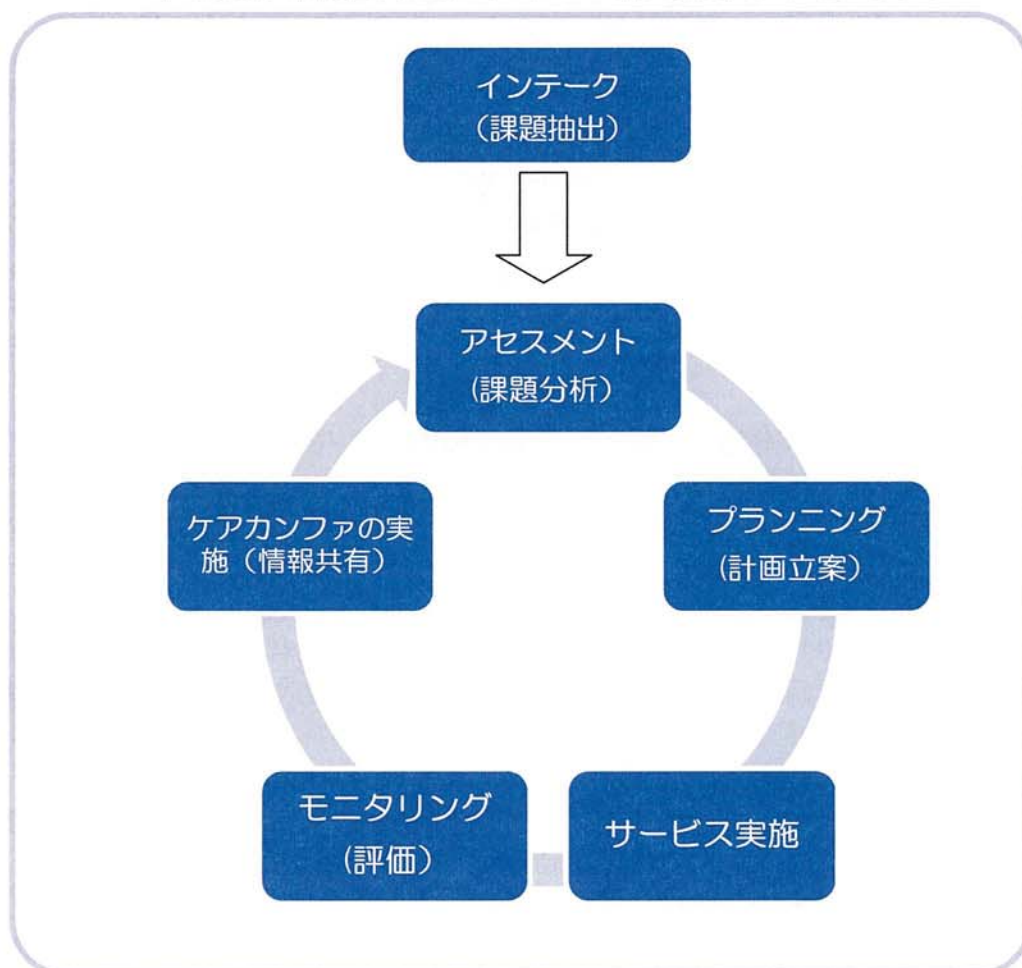
った支援を行います。

2. 個別支援計画は、決して形式的なものとせず、利用者の毎日の生活や人生が豊かになる目標を掲げます。そして「個別支援計画に基づく支援のPDCA」を繰り返すことで、利用者の望む生活が実現し、利用者のQOLがより向上する支援活動を行います。

■ケアカンファレンスの開催

1. 必要に応じて関係機関や団体との連絡調整を行い、利用者を中心とした幅広いサポート及びネットワークの構築を図り、利用者の地域生活を支援します。なお、他機関に対して生活支援センターの事業説明や勉強会などを実施することで相互理解を深め、スムーズに連携が図れるよう顔の見える関係作りを大切にします。
2. 個々の支援について、本人の了解をいただいた上で相談記録をとるとともに、引き継ぎや日誌回覧等による職員間の情報共有を図り、随時適切な対応が出来るようにします。なお、定期的にケア会議を実施し、全職員が支援の方向性について共通認識を持ち、チームアプローチによる支援を行います。
3. 利用者の状況に応じて区障害支援担当職員、病院相談室職員、主治医、地域活動支援センター職員等の関係機関とともに、本人を交えて今後の生活について検討する場を設けます。その検討結果をふまえ本人への支援方針を共有します。

個別支援計画に基づく支援のPDCA



指定相談支援事業所の役割

専門相談機関	身近な相談機関	利用者に寄り添う相談機関
・複数の精神保健福祉士を配置し、精神保健福祉に関する専門相談機関としての役割を果たし、鶴見区や近隣区を中心とした相談支援の拠点として、きめ細やかな相談支援活動を行います。	・誰もが利用しやすい身近な相談機関として、幅広い相談が受けられるよう、広範な視野と知識、相談を受ける姿勢を重視して相談支援活動を行います。	・「利用者中心」「利用者に寄り添い、力を引き出す」「支援センター外での相談」を大切にし、ケアマネジメント手法を取り入れ、個別支援計画・ケアカンファレンス実施・事例に応じたチームアプローチなど、利用者の望む生活が実現し、利用者のQOLがより向上する相談支援活動を行います。

生活支援センターでは、様々な相談場面があります。以下生活支援センターで行う具体的な支援内容を記述します。

■面接相談

1. 面接相談では、相談者との間に信頼関係を築き、相談者の主体的な取り組みによって問題が解決されるように支援していくという姿勢で臨みます。
2. 相談者の多くは、不安、迷い、混乱の中で葛藤し、悩んでいます。相談場面では、「その方の気持ちに寄り添い、利用者自身の持っている力を引き出すためのアプローチ」を心掛け、状況把握・ニーズ抽出を行い、利用者とともに問題の整理とその解決に取り組めます。

■日常生活に関わる相談

1. 開館時間が長く開館日数の多いA型の生活支援センターの特徴を活かし、いつでも相談できるという安心感と、専門性を兼ね備えた質の高い相談支援体制を確立し、日々の生活の安定や社会とのつながりの一端を担います。
2. 職員は相談へつながるような信頼関係作りを常に心掛け、日々のコミュニケーションを大切にします。また、多種多様な相談に対応するための幅広い知識、技術、コーディネート能力の向上に取り組めます。

■出張相談

1. 生活支援センターに来ることのできない利用者や家族のために、地区センターや地域ケアプラザ等地域の方々が足を運びやすい場所を設定し、出張相談を行います。出張相談は、定期的(毎月一回程度)に実施することで、普及啓発、地域交流にもつなげ、地域の方々が気軽に立ち寄れる相談場所として確立します。
2. 出張相談で得られた情報を基に、「生活支援センター外での働きかけ」を重視し、潜在的な利用者の個別ニーズを把握し、早期発見・早期対応ができるように積極的なアウトリーチ活動を行います。

■生活場面での相談

食事場面やレクリエーション時の何気ない会話も、利用者の情報把握やニーズ抽出にとって重要な相談手法であるため、「生活場面での面接」も積極的に行います。

■電話相談

A型生活支援センターの大きな特徴である9:00～21:00相談受付、年中無休(月1日施設点検のため休館)のメリットを活かし登録・未登録に関わらず、病状や環境的な問題でなかなか外出できない方や、一人で悩みを抱えている方などからの幅広い相談をお受けします。

■嘱託医相談

1. 精神科に限らず、他科医師相談、看護師相談など、利用者のニーズに即した相談対応を行います。
2. 相談前後の嘱託医への引き継ぎや振り返りの時間を十分にとり、情報の共有化を図って支援につなげます。
3. 嘱託医を囲んで利用者や家族が、心配事や不安などを話し合う「利用者ミーティング・家族ミーティング」を開催します。

■ピア相談

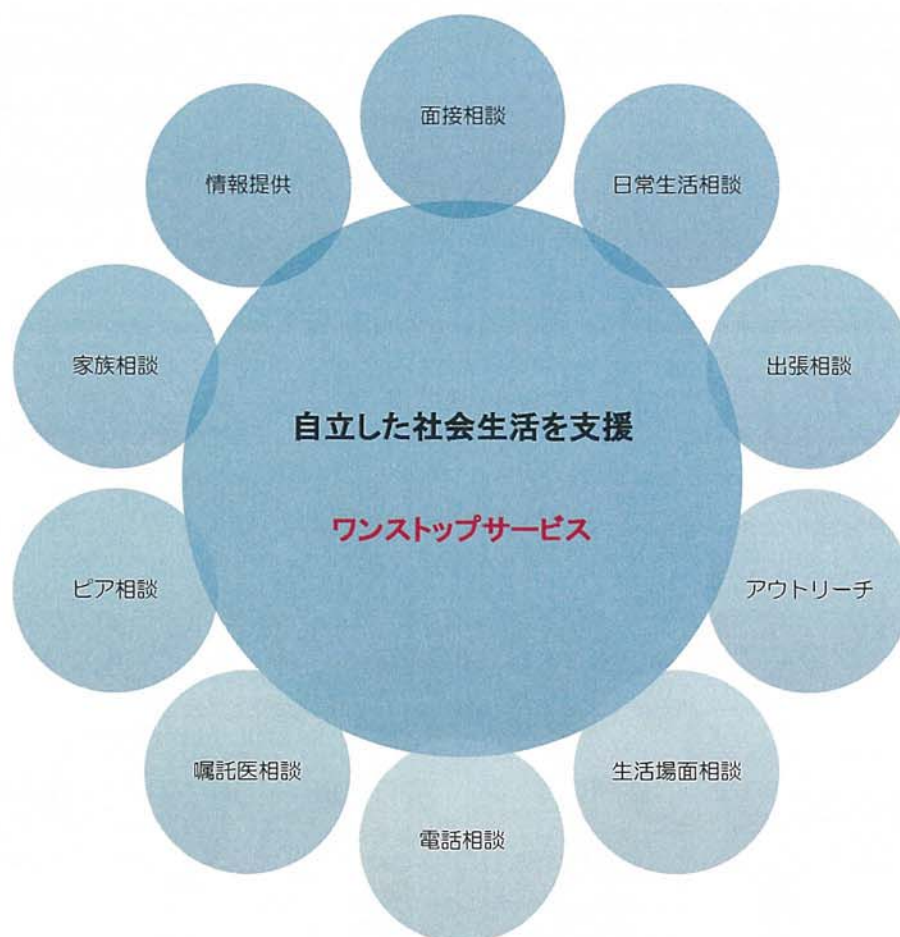
当事者によるピア相談は、同じような体験をしている者同士、大変受け入れられやすいことが明らかになっています。これは支援方法として大変有効な手法であるため、研修等を通じてピア相談員を養成し、ピア相談員として他の当事者や家族に対する相談を行います。

■家族支援専門スタッフによる相談

いつも身近で当事者を見守っている家族は、当事者の支え手としてだけではなく、「家族自身も支援を必要とする当事者」とであるという視点から、研修等を通じて家族支援専門スタッフを養成し、家族支援専門スタッフの配置を行い、家族からのニーズに応えられる体制を構築します。

■情報提供

1. 住居、医療、就労、福祉、年金等各種制度などについて幅広く情報を収集し、掲示や相談時の告知で利用者に情報を発信して行きます。
2. 関係機関と協働し、近隣区の福祉機関や制度に関する情報マップを作成し、明確かつ丁寧な情報の提供を行います。また、作成されたマップは定期的に見直しを図り、正確な情報を維持します。
3. 利用者主体のホームページ委員会を作り、「利用者による利用者目線の情報発信」を行います。



※ワンストップサービス

相談をたらい回しにするのではなく、先ず生活支援センターで相談を受け止め、センターのみで解決できるものは解決します。他機関との調整・連携が必要な場合は、生活支援センターがコーディネーターとして責任を持って課題解決に取り組んでまいります。

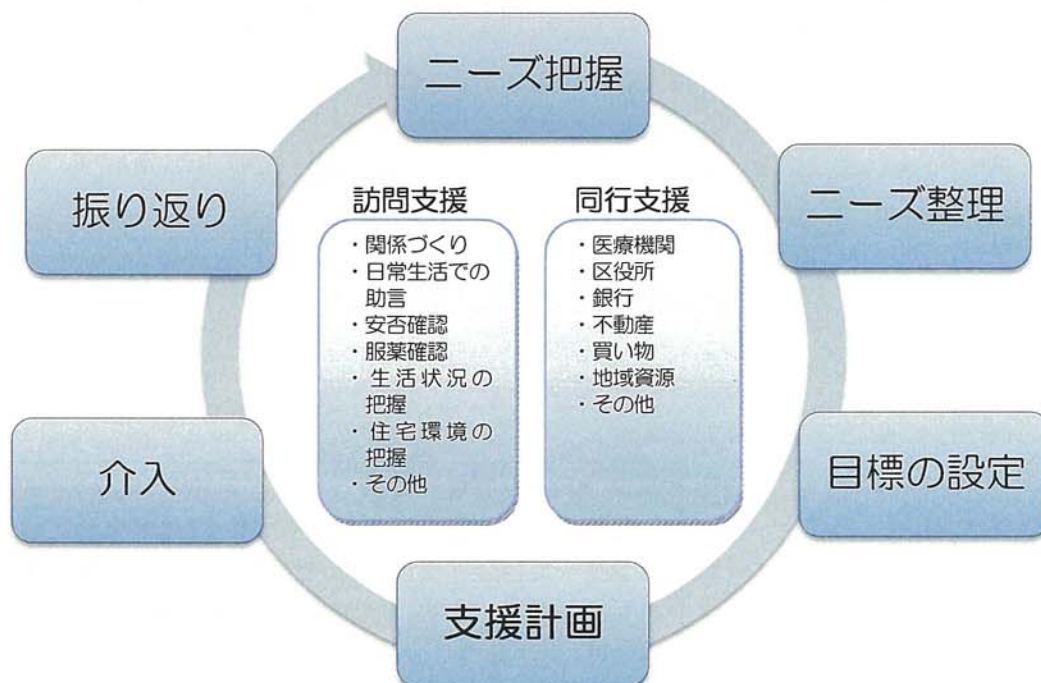
(3) 訪問・同行支援

「(1)の日常生活支援」で述べたように、登録者の日常生活支援における、訪問・同行支援活動は、必要不可欠です。それに加えて、鶴見区の地域課題として、コミュニティ内から出ることができず、生活上の課題を抱えながら、解決に至らない人も多く存在していると思われます。そこで、私たちは、「**計画的かつきめ細かな支援**」と「**地域に積極的に出向く**」を合い言葉に、積極的な訪問・同行支援活動を、以下のように提供してまいります。

■対象者

生活支援センター登録者を対象としますが、未登録者についても状況把握のため関係機関と連携を図りながら行います。

遠隔地で支援の継続が必要な場合は、他の関係機関へ情報提供を行い、他の社会資源と協働した支援を行います。



■登録者への支援

1. 計画的支援

- (1) 本人が希望する地域生活の実現とその継続的・安定的な生活のために、個別支援計画を作成し、作成した支援計画に基づき訪問支援・同行支援を行います。
- (2) 顕在化したニーズだけではなく潜在化しているニーズの把握と整理を行い、課題解決に向けた目標を設定し、目標達成に必要な支援方法を検討し、個別支援計画を作成します。
- (3) 個別支援計画に沿った支援やサービスを提供し、日々変化するニーズに対応するため、振り返りを行い、新たなニーズを把握する継続的な支援を行います。

2. 利用者の状況に応じた訪問・同行支援

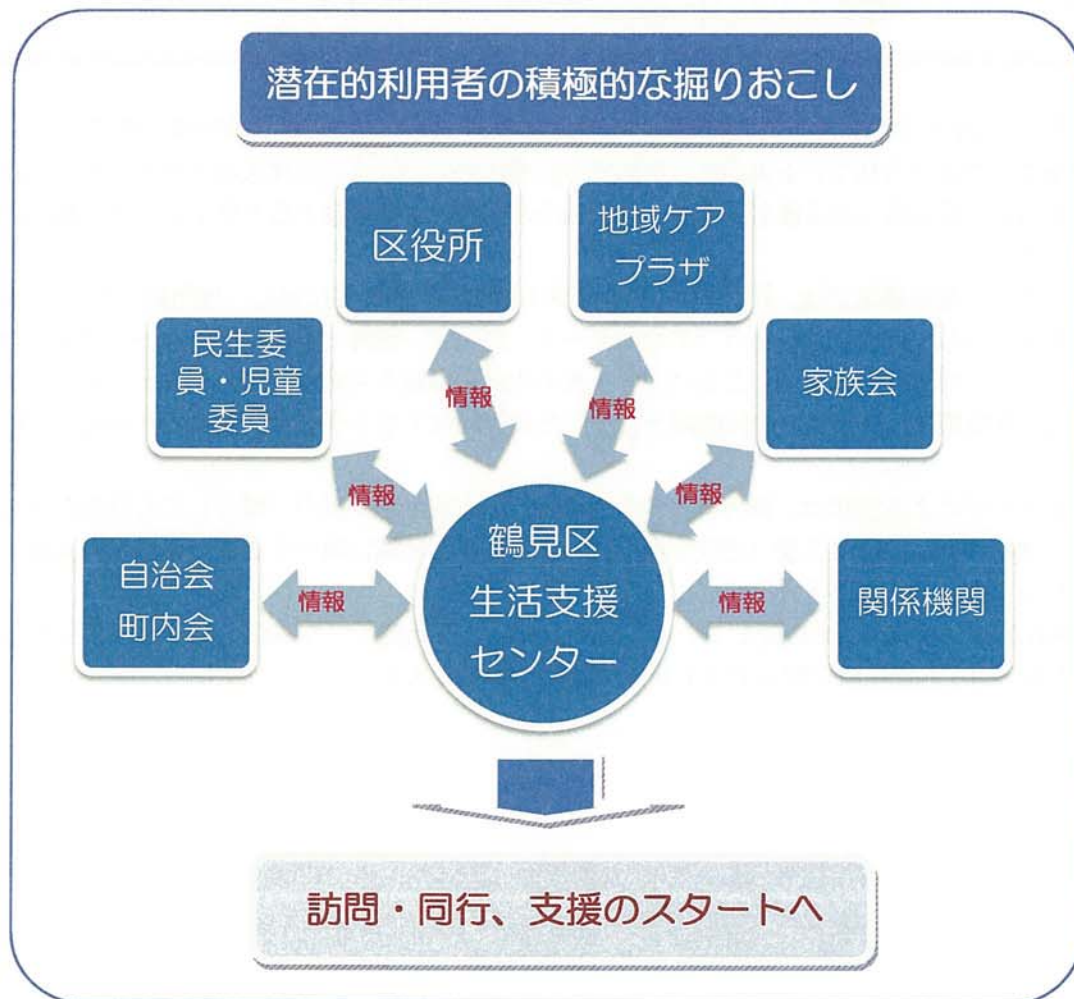
日常生活の中で困難な状況に直面したときに、いつでも相談を受けられる体制を整えるとともに、必要に応じて訪問・同行し利用者の課題解決のために迅速な対応を行います。

■汐田メンタルクリニックとの協働

鶴見区内で積極的に地域展開を図り、アウトリーチ活動を行っている汐田メンタルクリニックと協働し、汐田地域で生活を送っている利用者への積極的な訪問活動を展開して行きます。

■緊急支援

事故、急病、自殺未遂、自殺などの連絡または発見をした場合は、安全管理マニュアルに基づき迅速に医療機関、関係機関、家族との連絡調整や対応を行います。



■潜在的利用者の掘り起こしと支援方法

区役所や地域ケアプラザの窓口は、潜在的利用者に関する家族や地域住民からの相談が多数あり、潜在的利用者情報を数多く把握しています。また、民生委員・児童委員も地域情報を的確につかんでいます。生活支援センターでは、区役所・地域ケアプラザや民生委員・児童委員から寄せられる情報を基に、地域住民を巻き込んだネットワークの構築を図り、見守りや早期の発見につなげる体制を確立します。

関係機関、家族会、民生委員・児童委員、自治会町内会へのPR活動を行い、連絡調整・連携を図りつつ、得られた情報を基に関係者と同行訪問を行い、潜在的利用者の発見やニーズの掘り起こしを行います。また、積極的なアウトリーチ活動から掘り起こされた方々が、社会資源につながっていない場合は、信頼関係の構築を重点に置き、自主性・自発性を尊重し、社会参加につながるような支援を行います。

■積極的なアウトリーチ活動

鶴見区には多様なコミュニティがあり、「そのコミュニティ内では未治療や治療が中断してしまっている方も多く存在しているのではないかと」と私たちは考えています。地域で生活を継続していくためには、アウトリーチ活動による潜在的な利用者の掘り起こしが非常に有効であると考え、積極的なアウトリーチ活動を展開してまいります。

1. 2012年2月に厚生労働省の社会・援護局障害保健福祉部が明らかにした「精神障害者アウトリーチ推進事業」で述べられているように、これまで医療に特化されていた従来のアウトリーチ（訪問支援）から、日常生活への支援も加えて、地域生活の継続をより重視するアウトリーチ活動が求められています。
2. アウトリーチ推進事業では、『未治療の者や治療中断している者等に対し、専門職がチームを組んで、必要に応じて訪問支援を行う「アウトリーチ」により、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施することにより、在宅生活の継続を可能にする』と謳われています。私たちは、医療機関、区役所、関係機関と協働した積極的なアウトリーチ活動に取り組んでまいります。
3. アウトリーチによる支援は、精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環としても位置付けられており、地域移行に向けた支援（退院支援）と入院を防ぎ、地域に根づく支援（地域定着支援）を併せて行うこと大切であると考えます。
4. 関係者が、「地域生活を継続していくことの支援」「再入院という事態にならないような支援」をするという共通意識を持ちアウトリーチ活動を展開します。

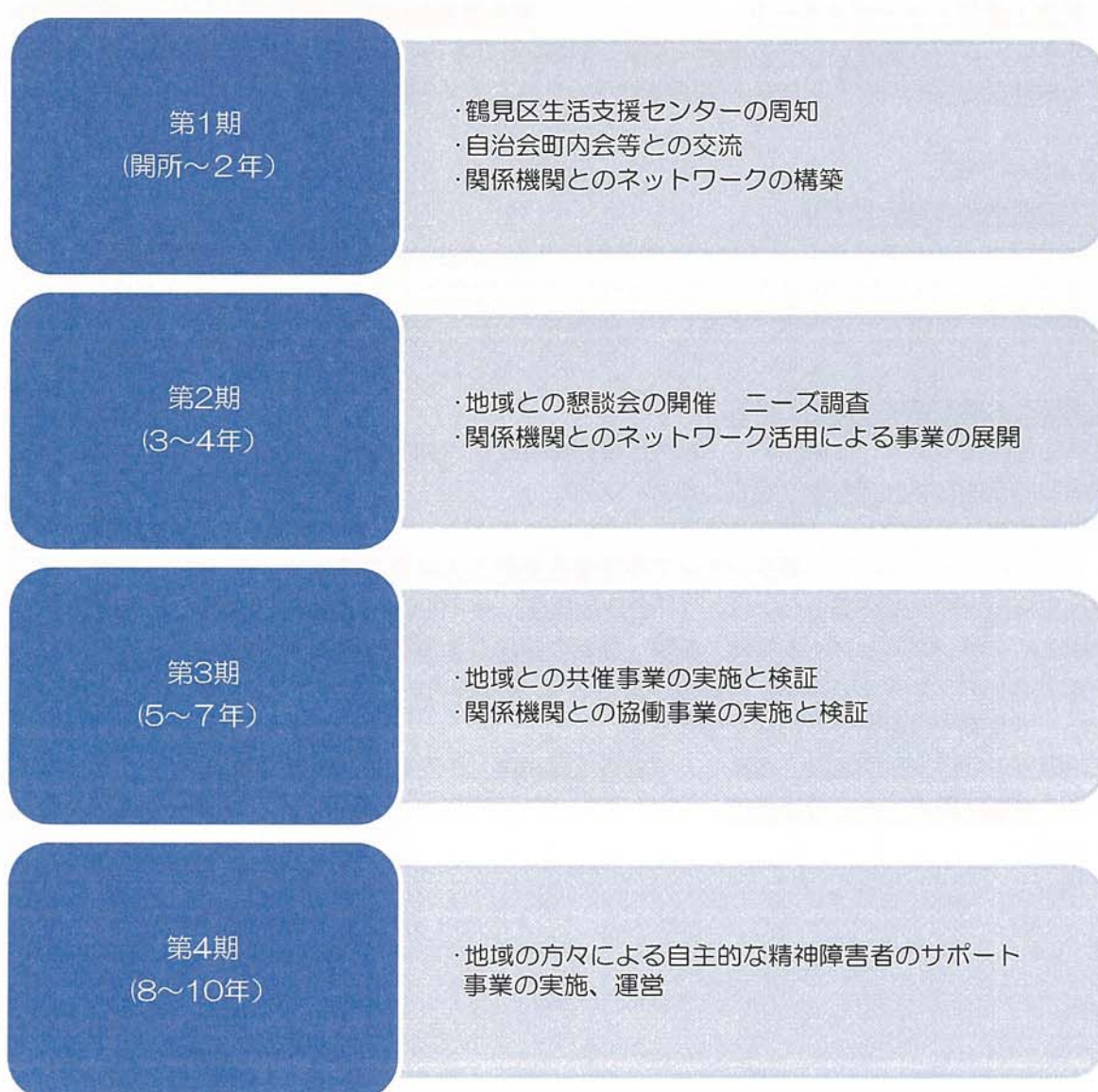
(4) 地域交流・地域連携

私たちは、鶴見区には、精神保健福祉領域の社会資源が複数ありますが、中核となる生活支援センターがこれまで存在しなかったため、課題をトータルに解決するネットワーク力が脆弱であると考えます。私たちは、保土ケ谷区生活支援センターの運営を通じて培ってきた地域連携のノウハウを活かし、精神保健福祉領域における社会資源とのネットワークづくりを行ってまいります。

また、鶴見区には多様なコミュニティーが存在していることから、地域住民との交流も、それぞれが存在する地域単位にとどまっており、鶴見区全体を俯瞰した地域交流活動が不足していると考えます。

私たちは、自治会町内会や区・地区社会福祉協議会などとの協働を通じて、「地域のつながり」を促進し、精神障害者が生活しやすい地域環境を整えてまいります。

私たちは、保土ケ谷区生活支援センターでの活動経験を活かし、機関間連携を充実させるとともに、法人内の地域支援施設の実践により習得したノウハウを活かして、誰もが暮らしやすい地域の構築を目指してまいります。



第1期（開所～2年）

■鶴見区生活支援センターの周知 ネットワークの構築

区民祭り、地域ケアプラザ、地区社会福祉協議会、商店街など地域のお祭りへの参加、地域防災訓練、つるみんピックへの参加を通じて、さまざまな交流を行い、「身近に感じられる施設」として地域での基盤を築きます。また、鶴見区障害者就労支援型施設と協働し、地域交流室を利用して地域の方々と相互に理解を深める機会を作ります。

自立支援協議会、障害者団体連合会、家族会など各種会議に出席し、障害や分野を超えた関係機関・団体と情報交換・意見交換を行い、連携の基礎となる「顔の見える信頼関係作り」を行います。

※つるみんピック：鶴見区内の精神障害者団体が交流を深めようというプログラム

第2期（3～4年）

■地域との懇談会の開催 ニーズ調査

自治会町内会や区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等地域住民に向けた出張相談会や懇談会を開催し、地域の課題やニーズを調査します。抽出された課題に対し具体的な取り組みを提案し、実現します。

■関係機関とのネットワーク活用による事業展開

私たちは、地域における精神保健福祉に関わるネットワークの中心として、さまざまな情報や課題等を「発信・受信・コーディネート」していきます。精神保健福祉関係機関ネットワーク会議やひきこもりネットワーク連絡会などの企画・開催、各種連絡会等への参加を通じて、関係機関とともに鶴見区の精神保健福祉の向上及び区内関係機関のスキルアップを図ります。

第3期（5～7年）

■地域の共催事業の実施と検証

鶴見区内7ヶ所の地域ケアプラザなどとの共催で「メンタルヘルス講座」や「出張相談会」を企画し、実施します。講座参加者へのアンケート調査、出張相談会の相談事例等により、地域ごとの精神保健福祉領域の課題をより詳細に把握し、地域連携における課題の検証を行います。

■関係機関との協働事業の実施と検証

1. 鶴見区福祉保健センターと協働して「精神保健福祉講座」「家族教室」「メンタルヘルス講座」等を企画し潜在的なニーズの掘り起こしを行います。
2. 鶴見区社会福祉協議会とは「精神保健福祉ボランティア講座」を企画・開催し、中・高校生のボランティア受け入れを調整し、ボランティアや次世代を担う人材を育成します。
3. 区内医療機関との共催事業としては、「社会資源講座」や「再発予防講座」を実施し、精神障害者の地域生活をバックアップする保健・医療・福祉の連続した支援体制を作ります。
4. 区内作業所やボランティア団体との共催事業として、夏祭りやクリスマス会、新年会など季節行事を行い、当事者や職員間での交流を図ります。
5. 鶴見区障害者就労支援型施設と連携し、「就労支援講座」を企画し、実施します。
6. 三か所の地域活動ホームとの連携で、「レクリエーション大会」等を開催し、障害を越えた交流を図ります。

《関係機関との協働事業の実施と検証》

共催機関	予定協働事業	目的
鶴見区福祉保健センター	「精神保健福祉講座」「家族教室」 「メンタルヘルス講座」	潜在的なニーズの掘り起こし 地域精神保健福祉の向上
区内地域ケアプラザ	「メンタルヘルス講座」「出張相談会」	潜在的なニーズの掘り起こし 地域精神保健福祉の向上
鶴見区社会福祉協議会	精神保健福祉ボランティア講座	ボランティアの育成
	中・高校生のボランティア受け入れ調整	次世代人材の育成
医療機関	社会資源講座・再発予防講座	保健・医療・福祉の連続した 支援体制の構築
作業所・ボランティア団体	夏祭りやクリスマス会、新年会	当事者・職員間の交流
鶴見区障害者就労支援型施設	就労支援講座	就労支援
地域活動ホーム	レクリエーション大会	障害を越えた交流

上記の取り組みをPDCAサイクルに基づき検証し、新たな課題の解決に向けた継続した取り組みを行います。

第4期（8～10年）

■地域の方々による自主的な精神障害者サポート事業の実施・運営

第3期までに築いた地域や関係機関との信頼関係・協力体制を基盤に、地域の方々による自主的な精神障害者サポート体制事業を展開します。

フォーマルな社会資源のみならず、すぐ身近なところで支えあいを感じることができるインフォーマルな社会資源が充実することで、私たちが目指す「精神障害者がより安心して地域で暮らす」ことが実現され、地域の誰もが暮らしやすい環境作りにつながってまいります。

複合施設としての視点

鶴見区生活支援センターは鶴見区就労支援型施設との複合施設であり、そのメリットを活かした支援を行います。

1. 鶴見区就労支援型施設で就労訓練を行っている利用者の、身近でかつ専門相談のできる窓口として鶴見区就労支援型施設と協働して行きます。
2. 鶴見区就労支援型施設に対するフリースペースの利用、昼食・夕食サービスの利用、入浴サービス、洗濯サービス、各種事業への参加による安定した地域生活の継続へ向けた支援を行います。

地域交流室を使った協働

鶴見区生活支援センターが入る複合施設には、地域の自治会町内会の方々が数多く利用することが予測される地域交流スペースが整備されています。地域の方々に精神障害という疾病・障害を理解していただき、地域で利用者を支える担い手となっていただけるような働きかけを行います。

精神障害の理解を広めるために、自治会町内会役員や地域の窓口として大きな役割を担っている民生委員・児童委員向けの勉強会、懇談会、講演会の開催や、地域交流室を活用した出張相談会等を行います。

(5) 自主事業

私たちは、「精神障害者の福祉保健における中核拠点」という役割を果たすため、生活支援センターが持つフリースペースその他の機能を活用して、利用者同士、利用者とボランティア、利用者と地域住民等との交流と関わりの機会を創出し、**利用者の生活体験の拡大につながる自主事業を展開**してまいります。実施にあたっては、常に利用者のニーズ把握と検証を行うことで充実した自主事業を展開してまいります。

■利用者の生活体験の拡大

1. 仲間作り

精神障害者は、病状や対人関係スキルの弱さなどから生活上の制約を余儀なくされることがあります。それを起因とし、孤立してしまう人も少なくありません。私たちは、同じ障害や悩みを持つ利用者同士が出会い、助け合える仲間作りを支援する自主事業を展開します。

2. 生活技能の拡大

私たちは、自主事業を通じて、より自然な形で利用者の生活状況やニーズの把握を行いたいと考えます。利用者が主体的に自分らしく活動して行く事によって、課題に対して自ら解決していく力がついていく支援を行います。

3. 社会参加

私たちは、利用者が生活支援センターに留まることなく、地域で行う活動が大切であると考えます。生活支援センター外での活動を広げることで、地域住民との交流が広がり、社会参加を実感してもらえる場を設けて行きます。

一方、地域住民には、講師やボランティアとして参加していただき、利用者との交流を通じた普及・啓発活動につなげて行きます。

《保土ケ谷区生活支援センターでの自主事業》

自主事業	内容	効果
パン・ド・カナール	パン・お菓子作り	地域ボランティアの協力により、毎月1～2回実施。利用者間交流や体験の拡大を図ることができています。
アートサークル	パステル画等色彩を楽しむ	
パソコンサロン	マンツーマンによるPC指導	
英会話サークル	歌や会話で英語を楽しむ	
将棋サークル	将棋対局	
ナースお茶会	常盤台病院看護師を囲んでのお茶会&相談会	毎月1回実施。医療職ならではのアドバイスが好評で、毎回多くの当事者・家族が参加されています。
アロマdeお茶会	利用者主体でお茶購入&アロマオイルの香りを楽しみながらのお茶会実施	毎月1回実施。利用者間の交流の機会や癒しの時間となっています。
ピアミーティング	当事者主体の話し合い	毎月1回実施。ピア活動推進の機会となっています。
ソフトボール	区内合同チームとして練習	毎月1回実施。区内作業所等との合同チームとして活動。22年度は「フレンドシップ杯」では優勝を飾りました。
桜が丘高校茶道部お茶会	茶道部を招いてのお茶会	地域の学生ボランティアにより毎年実施。学生と当事者との

		交流となり、学園祭にも呼ばれるなどの交流が続いています。
バスハイク	福祉バスを借りて日帰り旅行	毎年2回実施。実行委員形式にて利用者と共に企画・実施。毎回多くの利用者・家族が参加し、好評を博しています。
音楽会	フルート演奏会	地域ボランティアによる演奏会を年1回実施。皆のリクエストによる本格的な演奏を楽しむ機会となっています。
新年会 夏祭り クリスマス会	区内関係機関合同で季節行事を実施	季節行事を通じて、施設を越えた利用者・職員・ボランティアの交流の機会となっています。
ランチ会	家族会・当事者のランチ会	家族会との共催にて企画・実施。多くの家族・当事者の交流の場となっています。
フレンドシップ杯	地域活動支援センター、生活支援センター、区福祉保健センター生活教室等利用者のソフトボール大会	各団体所属の利用者同士、職員との交流の場となっています。
NPO 法人横浜市精神障害者 地域生活支援連合会 「かるがも杯」将棋・囲碁大会	地域活動支援センター、グループホーム、生活支援センター等利用者の将棋・囲碁大会	各団体所属の利用者同士、職員との交流の場と同時に、実行委員としてメンバーも参加し、ピア活動の場となっています。

■自主事業のさらなる展開

1. 利用者主体の自主事業立ち上げ支援

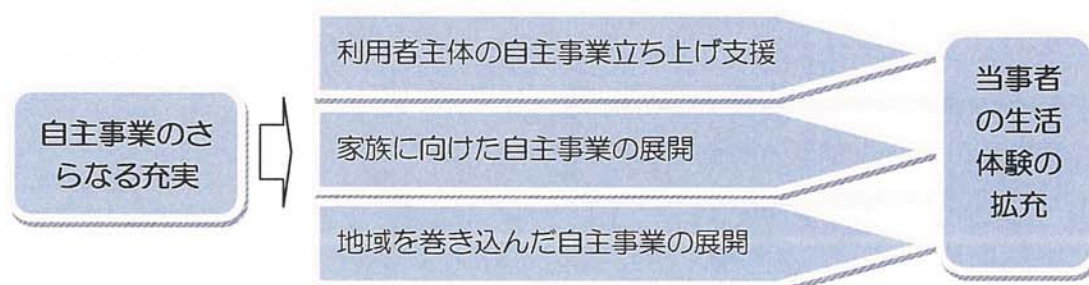
私たちは、各種ミーティングや日頃の関わりの中から利用者のニーズを適切に吸い上げ、既存の自主事業のあり方を常に検討していくとともに、活動を立ち上げたいという利用者の希望を形にするため、発案者との話し合い、方法の検討、場所の提供等の協力を行います。

2. 家族に向けた自主事業の展開

鶴見区生活支援センターは、鶴見区における精神保健福祉拠点であり、家族にとってもその存在意義は大きいものです。支援の手が行き届いていない家族に向け、生活支援センターや家族会につながるような自主事業を展開します。

3. 地域全体を巻き込んだ自主事業の展開

利用者の多岐にわたるニーズに対して、区福祉保健センター、区・地区社会福祉協議会、家族会、ボランティア団体や地域住民と協働し、多方面におけるネットワークを活用して充実した自主事業の展開を図ります。

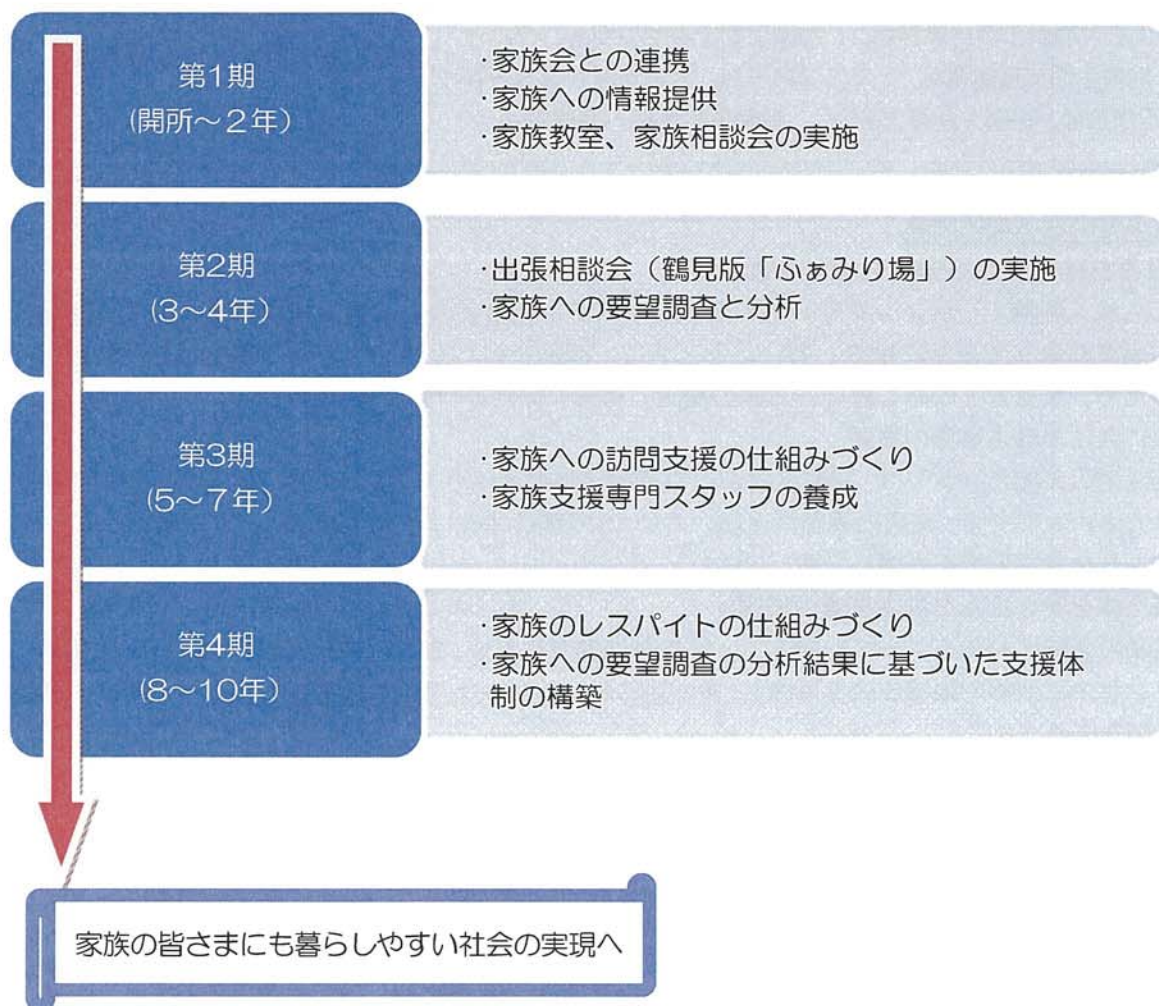


(6) 家族支援

私たちは、経営理念にあるように、「誰もが住みやすい社会」の実現に向けて、当事者のみならず家族の皆さまにも暮らしやすい社会の実現を目指して、家族支援に取り組んでまいります。日常的に当事者の身近にいてケアを行っている家族は、当事者の支え手としてだけでなく、「**家族自身も支援を必要とする当事者**」と私たちは考えます。家族自身が、自らの人生の主人公として輝けるよう、私たちは全力で家族の支援に取り組んでまいります。

指定期間中の家族支援に対する取り組み

「家族支援に関する調査報告」(全国精神保健福祉会連合会/平成21年)には、【わたしたち家族の7つの提言】として、家族のニーズがまとめられています。また、他の家族の状況調査や、当法人で運営する保土ケ谷区生活支援センターが行った家族向けアンケート調査においても、共通したニーズが垣間見えてきます。私たちは、保土ケ谷区生活支援センターの運営を通じて培った家族支援に対するさまざまなノウハウを活かして、第1期では「今すぐできること」を速やかに取り組みます。第2期では、地域での出張相談会を開催し、顕在化しづらい家族のニーズにも対応するとともに、鶴見区の家族の要望を聞き取り、鶴見区固有のニーズを明らかにしていきます。第3期～第4期では、各種調査で示されている中長期で解決すべきニーズや、鶴見区固有のニーズに対応した支援体制の構築に取り組んでまいります。



第1期（開所～2年）

■家族会との連携

私たちは2009年に再始動した鶴見区家族会との連携を密にし、会合への参加や協働事業の実施などを通じて、鶴見区家族会との協働体制を確立します。

■家族への情報提供

広報誌の発行やホームページはもとより、嘱託医を囲んだ家族ミーティング、家族の体験発表会、講演会や勉強会等の開催を通じて、社会資源の情報や病気に関する知識など、家族が必要とする情報の提供を行います。

■家族教室、家族相談会の実施

家族が抱える悩みは、個々の家族ごとに異なります。私たちは鶴見区福祉保健センターと協働し、定期的な家族教室を実施します。また、定期的な家族相談会を実施し、家族の悩みの解決に努めます。

第2期（3年～4年）

■出張相談会（鶴見版「ふぁみり場」）の実施

当法人が運営する保土ヶ谷区生活支援センターでは、生活支援センターに来所できない家族、生活支援センターを知らない家族でも身近な場所で相談できる場として、地区センターや地域ケアプラザを利用した出張相談「ふぁみり場」を実施しており、好評を博しております。鶴見区でも、家族が身近に相談できる場所を提供できるよう、出張相談会（鶴見版「ふぁみり場」）を実施します。

■鶴見区家族の要望調査と分析

家族が持つ多様な要望やニーズについては、職員が家族会の会合に参加し、顔の見える信頼関係づくりを進める中で、家族の生の声の傾聴を基本に、アンケートの実施、ご意見BOXの活用などによって要望やニーズの調査と分析を行います。また、これらの要望等を第3期～第4期の家族支援に活かします。

第3期（5年～7年）

■家族への訪問支援の仕組みづくり

支援やサービスにつながることでできない当事者のいる家族、危機的状況にある家族への訪問型支援の必要性は、冒頭「7つの提言」をはじめ多くの調査で報告されています。私たちは家族への訪問支援の仕組みづくりに向け、課題を整理して実践して行きます。

■家族支援専門スタッフの養成

「家族も支援を必要とする当事者である」という考え方に基づき、家族支援を専門とするスタッフの養成を行います。家族会の要望調査に基づき、家族支援に必要なスキルを明らかにし、研修等を通じて養成を行います。

第4期（8年～10年）

■家族のレスパイトの仕組みづくり

身近な支援者である家族の負担は大変大きく、危機的状況に遭遇する場面も多く報告されています。家族が一時的に開放される場の構築に向けて、課題を整理して提案を行います。

■家族への要望調査の分析結果に基づいた支援体制の構築

第2期に実施した、家族の要望やニーズの調査と分析結果によって明らかになった鶴見区固有のニーズに対して、課題を整理して提案を行います。

(7) 普及・啓発活動の実施

鶴見区は、多様なコミュニティが存在する地域社会です。私たちは、鶴見区において“インクルーシブな社会を実現”するために、「疾病や障害についての正しい理解を地域へ向けて発信していく」ことが重要と考えます。加えて、潜在的な利用者が社会資源を活用し“地域の一員”として生活できるよう、「他機関とも連携した潜在的な利用者に対する普及・啓発」も大変重要と考えます。私たちは、精神障害者が“地域の一員”として安心して生活していける社会の実現を目指し、普及啓発活動を展開してまいります。

指定期間中の普及啓発活動に対する取り組み

第1期 (開所～2年)	・一般的広報活動による鶴見区生活支援センターの周知 ・自治会町内会等との交流
第2期 (3～4年)	・出張相談会の実施 ・関係機関での普及啓発講演会の実施
第3期 (5～7年)	・普及啓発ボランティアの育成
第4期 (8～10年)	・地元メディア、地元企業との協働

第1期（開所～2年）

■一般的広報活動による鶴見区生活支援センターの周知

ホームページやポスターの掲示、広報誌の発行を通じて、生活支援センターが精神保健福祉の専門機関として、地域に広く認知されるよう普及・啓発活動を行います。

■自治会町内会等との交流

自治会町内会及び関係団体の他、福祉保健関係機関、商店街などのお祭りやイベントなどさまざまな活動に参加し、地域との交流を図り、地域の多くの方々に生活支援センターの活動、取り組み、利用方法などを知っていただくための機会を作ります。

第2期（3年～4年）

■出張相談会の実施

第1期で交流ができた、自治会町内会や地域ケアプラザ等福祉保健機関等とタイアップし、生活支援センターの職員が地域に出向く「出張相談会」を実施します。「出張相談会」は保土ケ谷区生活支援センターでも行っていますが、「相談したいが生活支援センターにはなかなか行けない」という方に、大変好評を得ています。

■関係機関での普及啓発講演会の実施

1. 民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、地域ケアプラザ職員や地域のケアマネジャー等を対象にした普及啓発のための研修会、勉強会、講演会などを開催します。
2. ロータリークラブ・倫理法人会等の各支部へ精神保健福祉の専門家として参加し普及啓発を行います。

■潜在的利用者への普及啓発

1. 地域の自治会町内会役員や民生委員・児童委員、ケアマネジャー等の地域に密着した活動を行っている方々との情報交換と連携により、潜在的利用者を掘り起こし、必要なサービスへとつなげて行きます。
2. 生活支援センターが安心し、身近な相談相手に成り得る事を伝え、信頼関係を構築したうえで、必要な支援を提供して行きます。

潜在的ニーズの収集及び広報について

生活支援センターは、精神福祉保健の中核拠点として多くの機能を有しています。これらの機能を有機的に結合することにより、さまざまなチャンネルから潜在的利用者のニーズを収集し、その情報を整理して広報活動を行ってまいります。また、それぞれの事業が発展する中で、より幅広いニーズの収集が可能となり、潜在的利用者に対する広報活動の充実につなげてまいります。

《生活支援センター機能の活用による情報の多チャンネル化》

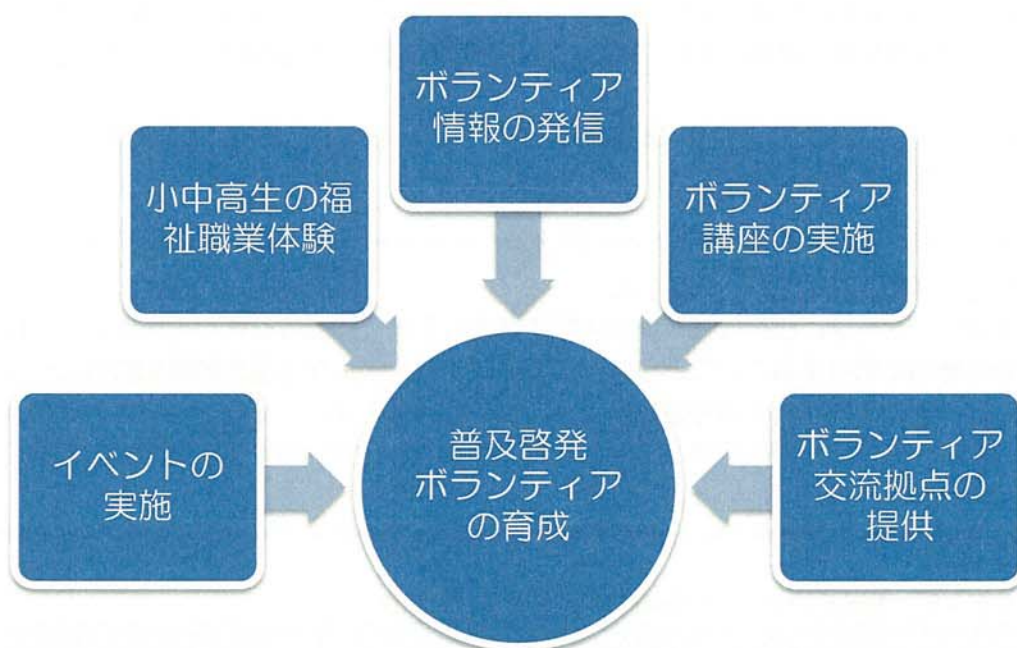
センターの機能	具体的な取り組み
相談支援	さまざまな相談支援から寄せられた情報の整理及び広報
訪問同行支援	福祉保健の相談機関との連携による情報収集と広報 (区役所、地域ケアプラザ等)
地域交流・地域連携	自治会町内会へのお出張相談会や懇談会からの情報収集 関係機関との協働事業 精神保健福祉ネットワーク連絡会での情報収集及び広報 引きこもりネットワーク連絡会での情報収集及び広報
自主事業	自主事業参加者への広報
家族支援	鶴見区家族への要望調査 出張相談会(鶴見区版「ふあみり場」)での情報収集と広報 家族相談会での情報収集と広報
ピア活動	ピアグループからの情報収集と広報 ピア相談員による情報収集と広報

第3期（5年～7年）

■普及啓発ボランティアの育成

精神障害者についての普及啓発活動への協力を目的としたボランティア講座を実施し、普及啓発協力ボランティアの育成を行います。

1. 地域の人材を発掘・育成して地域のつながりを深め、地域全体の活性化を図る取り組みを行います。
2. ボランティア活動の交流拠点となる場を提供し、ボランティア活動が継続できる基盤作りを行います。
3. 研修や講座を実施してボランティアの資質や能力の向上を支援します。
4. ボランティア活動を繰り返していく中で、自らが地域の課題に気づき、課題解決に役立つ企画ができるボランティアの育成を支援します。
5. 普及啓発協力ボランティアを関係団体に派遣し、ボランティア自身による講習会開催のためのコーディネートを行います。



第4期（8年～10年）

■地元メディアとの協働

生活支援センターの活動を、ミニコミ紙に紹介し、広く区民に対して生活支援センターの活動を知っていただくような取り組みを行います。

■地元企業との協働

鶴見区には、古くからの商店街や、臨海地区には大手企業の工場が多数存在し、そうした企業等の社員も鶴見区には多数居住しております。このような企業に、生活支援センターの取り組みをアピールすることによって、より多くの市民に障害者への理解を深める啓発活動を行います。

(8) ピア活動

私たちは、障害を持つ人が地域で暮らしやすい社会を実現するためには、当事者同士による支えあいが大変重要であると考えます。そのため、私たちは、当事者同士が支えあい・協力し合う関係を自ら主体的に作る、「**セルフヘルプの力**」を高める支援を行ってまいります。また、ミーティングやグループワークといった具体的な取り組みを多く設けるとともに、「**ピアサポート担当職員を配置・育成**」し、充実したピア活動を展開してまいります。

指定期間中のピア活動に対する取り組み

保土ケ谷区生活支援センターにおけるピア活動の取り組みでは、当事者によるミーティングを出発点に、さまざまなピア活動が生まれてきました。開所後間もなく、「ホームページに掲載する記事を書きたい」という声があがり、保土ケ谷区生活支援センター近隣のお店の取材などを行うグループ活動(**かるがも行進隊**)が始まりました。そして、その後、精神科病院入院中の方に保土ケ谷区生活支援センターの利用方法などを案内する活動(**かるかも応援団**)や、当事者や家族に自らの体験を語る会(**見たい、聞きたい、話し隊!**)などのピア活動も生まれました。こうしたピア活動を通じて、調子の悪い利用者を他の仲間が自宅まで送っていくなどの姿も見られるようになり、保土ケ谷区生活支援センターの利用者間では、仲間同士の支えあい(**インフォーマルなサポート**)の土壌が育ってきました。

その一方で、長期間の指定管理期間中には、ピア活動の中心となっている当事者が就労などにより卒業してしまうと、ピア活動そのものが停滞してしまう、という課題も見えてきました。

そのため私たちは、鶴見区生活支援センターのピア活動支援を行うにあたり、保土ケ谷区生活支援センターでの取り組みと課題をふまえて、ピア活動をサポートする専門スタッフ「**ピア担当職員**」を配置・育成します。そして計画的なピア活動のサポート・育成を行うことにより、鶴見区生活支援センターを利用する仲間同士が、お互いに支えあう土壌を醸成してまいります。

第1期 (開所～2年)

- ・ミーティングやグループワークを通じた、当事者同士の支えあい
- ・ピア担当職員の育成と研修の実施

第2期 (3～4年)

- ・ピアグループの育成とグループ活動継続の支援

第3期 (5～7年)

- ・ピア活動に参加する当事者とピア担当職員に向けた研修の実施

第4期 (8～10年)

- ・ピアサポート活動の全面普及に向けた取り組み

第1期（開所～2年）

■ミーティングやグループワークを通じた当事者同士の支えあい

生活支援センターでの当事者ミーティングには、行事など自主活動の運営を決めるためのミーティングに加えて、自身の内面や想いを語るミーティングがあります。このようなミーティングの機会を多く設けることにより、当事者同士の仲間づくりが自然と始まり、支えあいができるような機会の提供を私たちは行います。

■ピア担当職員の育成

私たちは、当事者同士の支えあいを築く上で、ピア担当職員の配置と育成は不可欠と考えます。私たちは、ピア担当職員を配置するとともに、ミーティングの運営など必要なスキルを明らかにし、研修を通じて計画的な育成を行います。

第2期（3～4年）

■ピアグループの育成とグループ活動継続の支援

当事者が自分の居場所や自分らしく生きられる場所として、また仲間との交流を通じて生活や病気等についての悩みを話し合う場として、当事者自身が病気とともに生きることへの肯定と安心の感覚が持てるよう、私たちはピアグループ活動に対して以下のようなサポートを行います。

1. ピアグループ育成の支援

ピアグループがそれぞれの目的に沿った活動を行うにあたり、その拠点として定期的に集う場を確保できるよう、私たちは生活支援センターのフリースペース等をグループ活動の場として提供します。またその活動が定着するまでの間、必要なアドバイスを行うとともに、参加する当事者への支持的な関わりを通じて、当事者がピアグループ活動に肯定的に関われるように支援します。

2. ピアグループ活動継続の支援

ピアグループが活動を継続的に行うことができるように、私たちは事務局機能を担うなど、必要な部分について側面からサポートします。またピア活動に必要な情報提供を行います。

第3期（5～7年）

■ピア活動に参加する当事者とピア担当職員に向けた研修の実施

鶴見区や他地域で行われている[ピア活動のベストプラクティス（先進事例）](#)を、[ピア活動に参加する当事者とピア担当職員がともに学び](#)、ピア活動に反映させます。

第4期（8～10年）

■ピアサポート活動の全面普及に向けた取り組み

1. ピア相談員の育成

当事者の生の声は、聴く者にとって心に残るものです。また、自らの声が誰かの糧となることを実感することが当事者自身のさらなる力と自信につながります。そのため私たちは、ピアグループ内での相互支援のみでなく、傾聴技法など対人援助に関する講座の開催等を通じて、ピア相談を担える当事者の育成を行います。

2. 地域移行・定着サポーター（鶴見版「かるがも応援団」）の育成

医療機関に出向いて地域生活の体験を伝えたり、地域で生活を始めて間もない当事者に、仲間の視点からアドバイスを送れるような、当事者の育成を行います。

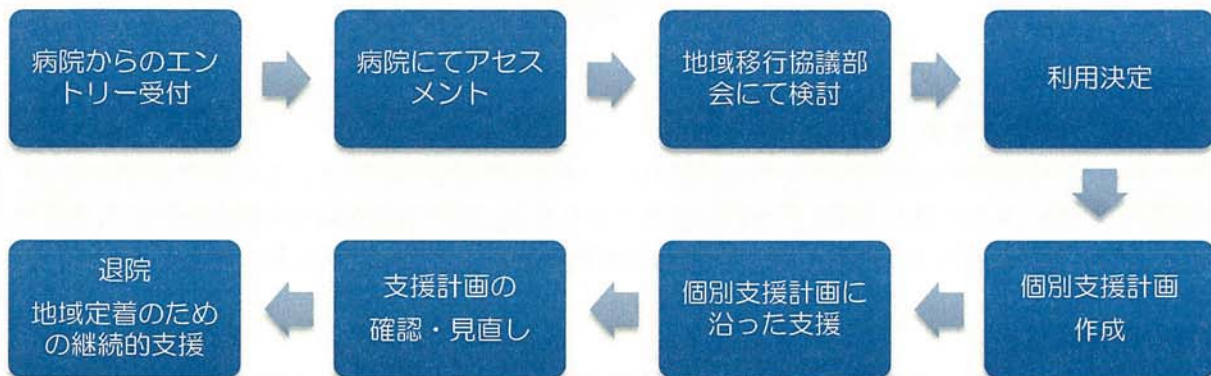
3. ビギナーズ・サポーターの育成

鶴見区生活支援センターに始めて来所する利用者の案内を担える、当事者の育成を行います。

(9) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

私たちは、症状が安定していて受け入れ条件が整えば退院可能である、入院中の精神障害者に退院に向けた支援（地域移行支援）を行ってまいります。また、退院後、安定した地域生活を継続的に支援（地域定着支援）するために、医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化してまいります。そのために個々の状態に応じた住居の確保と、地域での生活を支える包括的な相談支援体制の整備を進めてまいります。

退院までの流れ



■精神病院への啓発

1. 医療関係者への啓発活動

入院中の方にとって退院に向けた第一歩は、本人に「退院したい」という希望を持っていただくことです。そしてその希望を持ち続け退院を実現するためには、日々入院中の方と接している病院関係者にも、退院に向けた支援と退院後の支援の必要性を理解していただくことが大切であると考えます。私たちは、これまで培ってきた医療関係者とのネットワークを駆使し、「地域移行・地域定着勉強会」「地域移行実践報告会」等を開催し、医療関係者への啓発活動を行います。

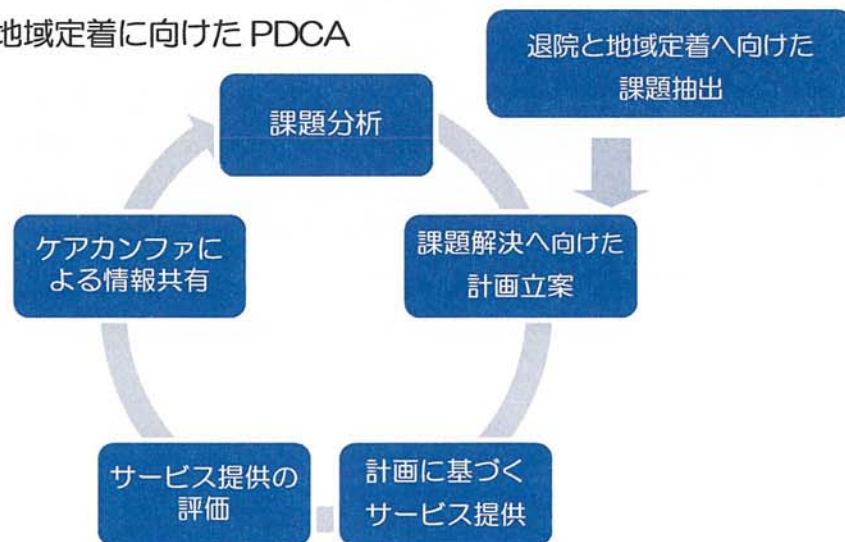
※医療関係者：医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、作業療法士、臨床心理士、薬剤師等

2. 入院中の方への啓発活動

病院関係者の理解が深まることを受け、入院中の方への啓発活動につなげて行きます。

すでに退院し、地域生活を行っている方を講師とした体験談を話していただくことで、地域生活について知る機会を作り、退院への興味・関心につなげるとともに不安の減少を図ります。

地域移行・地域定着に向けたPDCA



■個別支援計画の策定

1. 退院へ向けた個別支援

入院中の方は、入院中に社会生活スキルを忘れてしまう方が数多くいます。そのような方が退院を希望した場合、本人の努力と多くの支援が必要となります。その際の有効な支援方法であるケアマネジメント手法に基づき、退院へ向けた個別支援計画を策定しその計画に基づいた支援を行います。

2. 退院後の個別支援

退院後の生活では多くの課題が起こることが予測されます。そのため、きめ細かい個別支援計画の策定と個別支援が必要です。私たちは、退院後の地域生活を安定的・継続的に送るために、ケアマネジメント手法に基づく個別支援計画を策定し、個別支援を行います。

3. 継続的な個別支援計画の見直し

退院へ向けた支援、退院後の支援では、個人のニーズや状態が変化していきます。私たちは、「必要ときに」「必要な支援」が提供できるように、個別支援計画の見直しを適宜行い、適切な個別支援を行います。

■院外活動の支援

入院中の方に対して、担当支援員やピア支援員との外出同行(買い物・福祉サービス体験利用・福祉保健センター生活教室参加等)を行うことで退院意欲の喚起と、退院へ向けた具体的な提案を行います。

《院外活動の具体的支援》

生活支援センター利用同行
区福祉保健センター主催の生活教室参加同行
地域活動支援センター・作業所の体験利用同行
住居確保のための不動産探し同行
生活環境調査(食事の場、銭湯、スーパー等)同行
グループホーム/ケアホームの申込み
(家族と同居の場合) 家族との関係づくりのための支援
生活必需品購入同行
訪問看護派遣の調整、ヘルパー派遣の調整
生活保護申請の同行、各種届出・手続き等同行

■対象者、家族に対する支援

入院中の方や家族の退院へ向けた不安は非常に大きいものです。私たちは、その不安を軽減し、退院へ向けた意欲を失うことなく退院実現のために必要な相談・支援を行います。

また、退院後の地域生活の定着への取り組みでは、病状の再燃による再入院を本人・家族とも一番心配する点であることを考慮し、生活支援センターで実施する「再発予防講座」への参加を勧め不安軽減へとつなげて行きます。

■退院後の生活に係る支援体制の確立

退院に向けて策定された個別支援計画に基づき、自立生活アシスタントと連携を図り、医療機関・福祉保健センター・関係機関とともに退院後の包括的な相談支援体制を強化します。

前項《院外活動の具体的支援》表にあるような活動を行うことで、退院後の生活がスムーズにスタートするような支援を行います。

退院後の生活では、多くの不測の事態が発生することも考えられます。私たちは、適宜個別支援計画を見直すことで退院後の地域定着へと結びつく、継続的な支援を行います。

住居支援（地域の社会資源との連携及び開拓）

鶴見区在住の精神障害者は6,770人（平成21年度精神障害者等基礎把握数）と市内で二番目に多いにも関わらず、グループホームが3か所と決して充足している状況にあるとは言えません。私たちは、これまで、身体障害者のグループホーム7か所、昨年12月に開所した精神障害・知的障害の方のグループホーム・ケアホーム「サンライズ」の設置・運営を行い、2012年3月には保土ヶ谷区生活支援センターをバックアップ施設としたグループホームを新設します。また障害者のヘルパー派遣等を行う、居宅サポート・リバーサイド泉の運営を行っています。これらの地域生活支援の実績をふまえ、新規グループホームの設置を含め、地域の社会資源との連携・開拓を行い、退院後の心やすらげる、住み良い住居確保に対する支援を行ってまいります。

■地域定着支援

退院後、病状の再燃により再入院に至ることなく“成功体験”としてその後の新しい人生を切り拓き、社会参加を継続していくためには、地域生活の安定を図ることが大切です。私たちは、地域定着のための支援を行います。

《地域定着へ向けた具体的支援》

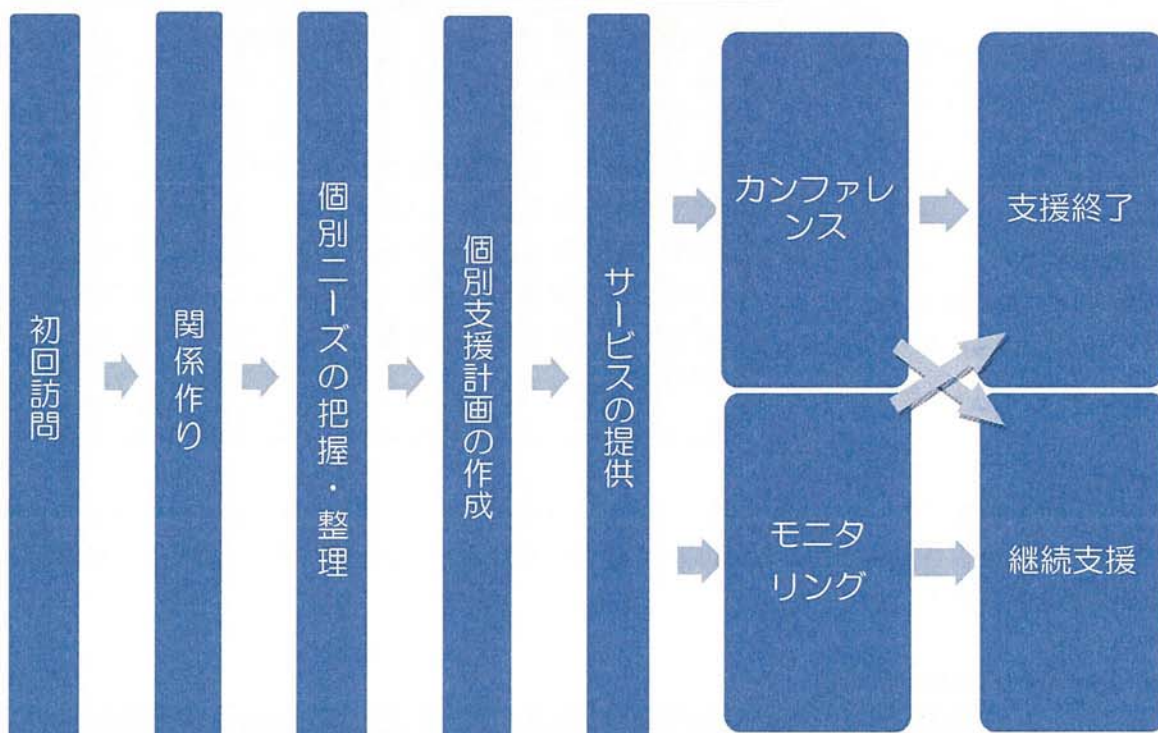
支援内容	支援方法
病状の安定	訪問看護、ヘルパー派遣、生活支援センター支援員、区福祉保健センター職員等による定期訪問
緊急時の介入	医療関係者、区福祉保健センター職員、生活支援センター支援等による多職種チームによる危機介入
服薬支援	訪問看護、ヘルパー派遣、生活支援センター支援員、区福祉保健センター職員等による定期訪問
日中活動の場の提供	区福祉保健センター主催の生活教室、地域活動支援センター・作業所の通所、生活支援センターの利用

(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業

私たちは、横浜市精神障害者自立生活アシスタント事業開始時より生活支援センターとして唯一当事業を推進してまいりました。

私たちは、その経験から利用される方の疾患は多岐にわたり、ニーズは一人一人、刻々と変化することを学びました。その為、利用者の障害特性だけではなく、一人一人が持つ個性をも踏まえながら築く信頼関係の大切さを肌で感じています。私たちは、利用者との信頼関係を基とし、顕在化されたニーズだけでなく、潜在化しているニーズの把握と整理を行いながら、身近な相談者として個々のニーズ解決に向けたきめ細かな支援を行なってまいります。

自立生活アシスタント事業の具体的な取り組み



■事業の実施目的

自立生活アシスタント事業は、生活支援センターの専門性を活かし、利用者の障害特性をふまえた社会適応能力・生活力を高めるための支援を行い、地域で生活する障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としているため、訪問活動を中心に支援を行います。

■自立生活アシスタント事業利用者の把握

1. 私たちは、自立生活アシスタント事業の利用者を把握するために、福祉保健センター担当者（障害者支援担当者・生活保護担当者等）との定期的な連絡会を開催し、情報共有を行います。
2. 顔の見える関係作りをスタートとした自治会町内会役員、民生委員・児童委員や地域住民からの情報によって、自立生活アシスタント事業の利用を求めている利用者の発掘・把握を行います。
3. 定例的に開催される出張相談会や、懇談会、各種講演会などの機会を使って事業の浸透を図り、利用者の拡大に繋がります。

■自立生活アシスタント事業の具体的な取り組み

1. 利用対象者

市内在住単身精神障害者や同居家族が障害・高齢等で日常生活・社会生活上の支援が受けられない方や、自立生活アシスタントの支援を受けながら単身生活を希望する方等です。

2. 初回訪問

区福祉保健センター職員や自治会町内会役員、民生委員・児童委員、病院職員等から紹介を受け、自立生活アシスタントの支援を希望する方のもとへ、信頼関係構築を念頭に置き紹介者とともに訪問します。

3. 関係づくり

継続的な訪問支援や同行支援、電話相談や面接相談等を通じ、信頼関係の構築を図ります。

4. 個別ニーズの把握・整理

利用者の希望やニーズを聞き取り、また紹介者からの情報提供も受けながら、利用者の個別ニーズを把握し、利用者本人とともに整理を行って行きます。

5. 個別支援計画の作成

ニーズの把握と整理の結果、導き出された課題解決に向けた個別支援計画を作成します。個別支援計画により、支援方針や支援内容を明確にしていきます。

6. サービスの提供

作成された個別支援計画に基づきサービスの提供を行います。また、関係機関や団体とも協働と役割分担を行いながら、チームアプローチの視点を持ってサービス提供を行います。

7. モニタリング、カンファレンス

提供されたサービスが課題解決に結びついたかの評価を行います。必要に応じて関係機関や団体の職員にも参加していただくカンファレンスをコーディネートし、提供されたサービスの評価を行います。

8. 支援終了 or 支援継続

モニタリング、カンファレンスの結果、課題解決に結びついたという評価が出た場合は、支援終了となり、新しい課題解決へ向けた支援を行います。また、課題解決に至っていないという評価の場合は、解決に至らなかった原因を究明した上で支援の継続を行います。

■保土ヶ谷区生活支援センターでの実績

私たちは、横浜市が平成19年8月に精神障害者自立生活アシスタント派遣事業（現、精神障害者自立生活アシスタント事業）を創めて以来、**生活支援センターで唯一事業開始当初より本事業**を行っており、その活動の中で、さまざまな事例に対応してきた実績に基づくノウハウを保有しています。私たちは、その**実績・ノウハウを活かした活動**を行います。

《これまで関わった利用者》

統合失調症、うつ病、PTSD、高機能自閉症、高次脳機能障害、アルコール依存症、薬物依存症、若年性認知症、発達障害、慢性疲労症候群、長年引きこもりの方、余儀なくひとり暮らしになられた方など。

■法人機能の結集

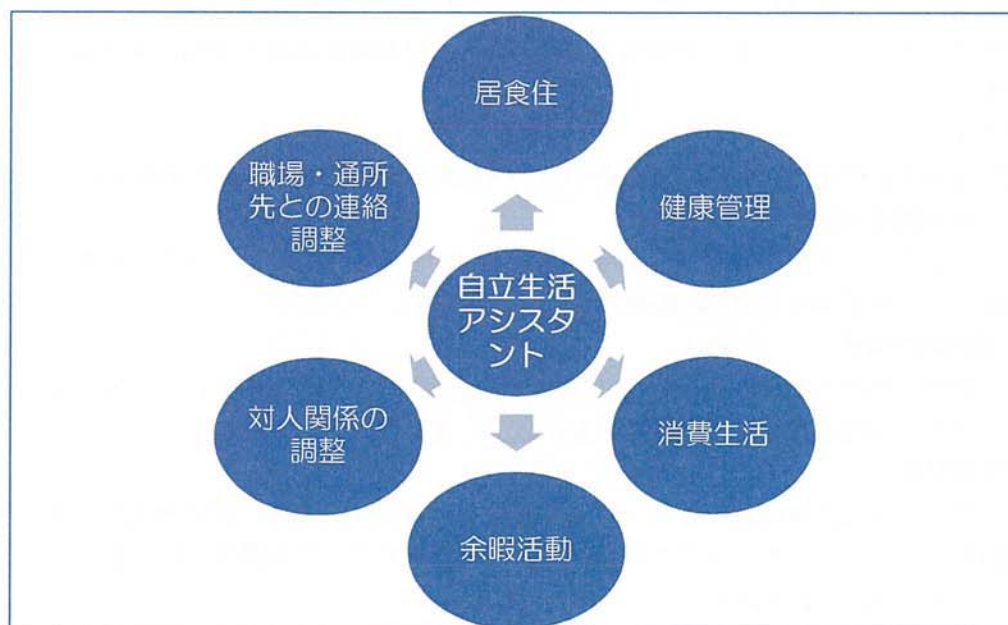
私たちは、法人内に、生活保護更生施設、障害者支援施設、地域ケアプラザといった多分野の事業を展開しており、さまざまな分野における支援ノウハウを蓄積しています。

鶴見区は、横浜市内で中区に次いで生活保護扶助人員が多く、また、特に海側の地域においては多様な文化的背景による多様なコミュニティが形成されており、制度利用に対する意識の違いにより、制度の狭間に埋もれている方々が多数存在していることが想定されます。

私たちは、鶴見区での自立生活アシスタント事業の推進をとおり、それらの方々に対して、法人内のすべてのノウハウを結集して、鶴見区のさまざまな関係機関との連携を迅速かつ柔軟に行い、誰も

が住みやすい社会の実現を目指し、支援を展開していきたいと考えます。

自立生活アシスタントの支援内容



法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会